

防災行政無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Ｊアラート)*を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(以下に、記事を掲載しています)をご利用ください。

●訓練実施日時 11月12日(水) 午前11時ごろ

●訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に防災ラジオの作動確認をお願いします。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	上りチャイム音 + 「これは、Ｊアラートのテストです。」×3 ・・・訓練放送文・・・ + 下りチャイム音



※Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご活用ください。

☎ 0800-2000-5656
県内の固定電話からのみ利用可能
※通話料は無料です。

☎ 0567-52-11451
携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。
※通話料がかかります。

※おかけ間違えのないようにお願いします。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先
総務部総務課

秋季全国火災予防運動

秋の火災予防運動が全国一斉に実施されます。この機会に火の元の周りを整理整頓するなど、日頃から身の回りに注意して火災を未然に防ぎましょう。

●目的

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

●全国統一防火標語
急ぐ日も 足止め火を止め

準備よし

●実施内容

・消防団による村内の巡回
・役場および各分団車庫のサイレンの吹鳴(午後7時)

●期間

11月9日(日)～15日(土)までの7日間

●問合せ先

総務部総務課



令和8年度採用 飛島村職員(保健師職) 募集

飛島村職員(保健師職)を次のとおり募集します。

●採用予定人数 1名

●受験資格

平成6年4月2日以降に生まれ
た方で、保健師の資格を有する
方または令和8年3月までに取
得見込の方

※地方公務員法第16条に規定する
欠格条項に該当する方は受験で
きません

●給与等

初任給(給料および地域手当)
令和7年4月1日現在
大学卒 246,000円程度
専門卒 241,000円程度

※経験年数を有する場合は、初任
給に加算あり

※他に期末手当、勤勉手当、扶養
手当、通勤手当、住居手当等が
要件に応じて支給あり

●試験日

第一次試験(教養試験・適性検
査・作文・専門試験)

12月7日(日)

第二次試験(面接)

1月中旬から2月上旬

●申込書配布および申込期間

11月21日(金)まで

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も11月21日(金)必着

※土曜・日曜および祝日を除く

※募集条件等に変更する可能性が
あります

●申込み・問合せ先

総務部総務課

11月24日(月・振休)は
役場等へ電話が繋がりに
くくなります

電話交換機の改修に伴い、次の
日程で役場等への電話が繋がりに
くくなります。ご不便をおかけし
て申し訳ございません。

●対象施設

飛島村役場・中央公民館・ス
ポーツクラブとびしま・すこや
かセンター・児童館・図書館・
温水プール

●日時

11月24日(月・振休)

●問合せ先

総務部総務課

私立高等学校等の 授業料補助

本村では、私立高等学校や私立
専修学校高等課程に在籍する生徒
の保護者負担を少しでも軽減する
ため、授業料の一部を補助してい
ます。

●対象者

10月1日(基準日)から引き続き
本村に住所があり、私立高等学
校や私立専修学校高等課程に在
籍している方。

※授業料を免除されている方は、
補助対象外となります。

●補助金額

年額上限1万円

●必要事項

・申請書
・私立高等学校等生徒調書
・村税納付状況を徴税職員が調査
することに同意する文書
・振込先が確認できるものの写し
(預金通帳など)

※申請書等は、教育委員会教育課
窓口で受領または村公式ホーム
ページ内「様式ダウンロード」か
らダウンロードできます。

●申請期限

11月28日(金)

※午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜および祝日を除く)

●問合せ先

中央公民館内教育課

名古屋港長期構想 (中間案)への意見募集

名古屋港の将来像や施策の方向
性を示す名古屋港長期構想(中間
案)について、皆さまからの意見
を募集します。

●意見募集期間

11月4日(火)～12月3日(水)必着

●案の公表場所

名古屋港管理組合ホームページ、
飛島村役場総務部企画課窓口

●意見の提出方法

電子メール、郵便、持参、FAX
●意見提出先および問合せ先

名古屋港管理組合政策企画部
長期構想担当

☎052-654-7898



名古屋港管理組合
ホームページ

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の 対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和7年1月から令和7年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さま等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者あてに送られる予定ですので、

で、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録すると郵送されなくなります）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」送付スケジュール

	対象者	送付時期	
		電子送付	郵送
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	令和8年1月下旬	令和8年2月上旬

●問合せ先

民生部住民課

年金相談・お手続きの 際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。

お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

・翌日以降の相談日から予約できます。

・お申込みの際は、基礎年金番号の分かるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

●予約方法

全国共通の予約受付電話にお電話ください。

☎ 0570-0514890

●問合せ先

民生部住民課



11月30日は 「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

また、マイナポータルと連携すること、学生納付特例等の電子申請や確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、中村年金事務所にお問合せください。

●問合せ先

中村年金事務所

☎ 052-453-7200



日本年金機構ホームページ
「ねんきんネット」



寝具洗濯・乾燥・ 消毒サービス事業

本村では次の対象の皆さまがより清潔で快適な生活が送れるよう寝具の洗濯乾燥および消毒を無料で実施しています。

●対象者

65歳以上の在宅生活をしている方で

・一人暮らしの方

・要介護4または要介護5の方

※対象者の方には本村から個別にご案内します。

●対象寝具

敷き布団・掛け布団・毛布等

3枚以内

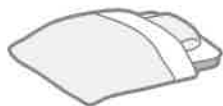
●利用料 無料

●申込期間

11月25日(火)～12月5日(金)

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課



空き家等の対策に 関する協定

9月25日(木)に、飛島村と愛知県司法書士会は「飛島村における空き家等対策に関する協定」を締結しました。

この協定は、相互に連携・協力し、適切な管理がなされない空き家の発生を防止するとともに、管理の適正化、流通、活用等の対策を促進することを目的としています。

飛島村における 空き家等対策に関する協定締結式

飛島村・愛知県司法書士会



●問合せ先

開発部建設課

浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は微生物の働きで、し尿や生活雑排水(台所や洗濯から発生する汚水)をきれいにします。維持管理を正しく行わないと機能が低下し、川や海等の水質汚濁の原因となってしまう。維持管理の内容は「法定検査・保守点検・清掃」の3つです。必ず実施しましょう。

本村では50人槽以下の合併処理浄化槽の維持管理に要する費用に対して補助制度を設けています。制度をご活用いただき適切な維持管理をお願いします。

・法定検査は愛知県浄化槽協会にお申込みください。

☎052-481-7160

・保守点検・清掃が可能な業者は愛知県ウェブサイトで確認できます。もしくは民生部保健環境課にお問合せください。

●問合せ先

補助金に関するお問合せ

開発部建設課

その他お問合せ

民生部保健環境課



浄化槽維持管理
業者・機関名簿

「愛知県最低賃金」は、 10月18日に 時間額1,140円に 改正されました

県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等)に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならない。賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間あたりの金額に換算して時間額1,140円と比較します。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

●問合せ先

津島労働基準監督署

☎26-4155

